

スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン  
～学校における教育相談体制の充実に向けて～



徳島県教育委員会人権教育課  
いじめ問題等対策室  
令和2年3月

スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン  
～学校における教育相談体制の充実に向けて～

目次

- 1 スクールソーシャルワーカー導入の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  
- 2 スクールソーシャルワーカー活用事業とは・・・・・・・・・・・・ 1
  
- 3 スクールソーシャルワーカーの職務内容・・・・・・・・・・・・ 1
  
- 4 スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために・・・・・・・・ 3
  - (1) スクールソーシャルワーカーの配置形態
  
  - (2) 教育委員会における支援体制づくり
  
  - (3) 市町村教育委員会の支援体制
  
  - (4) 関係機関との連携
  
  - (5) 学校における体制づくり
  
  - (6) スクールカウンセラー（SC）との連携
  
- 5 スクールソーシャルワーカーの  
業務遂行に当たって配慮すべき事項・・・・・・・・・・・・ 9

## 1 スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）導入の背景

不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等の背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、家庭、友人関係、学校、地域などの児童生徒の置かれている環境に課題がある事案も多く見られます。その環境の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と連携して対応することが求められており、福祉の専門家であるSSWの役割に大きな期待が寄せられています。

## 2 SSW活用事業とは

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するSSWを各市町村教育委員会及び学校等に配置・派遣し、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを利用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うものです。

## 3 SSWの職務内容

SSWが行う支援の考え方は、SSWが面接や家庭訪問を行ったり、関係機関等とつないだりして、児童生徒や家庭を支援する直接的な援助と、児童生徒や家庭が課題解決していけるよう、学校に対し、支援体制づくりや専門的な助言、関係機関等との連携の仲介をするという間接的な援助に分けられます。直接的な援助と間接的な援助の双方を効果的に行うことが重要です。

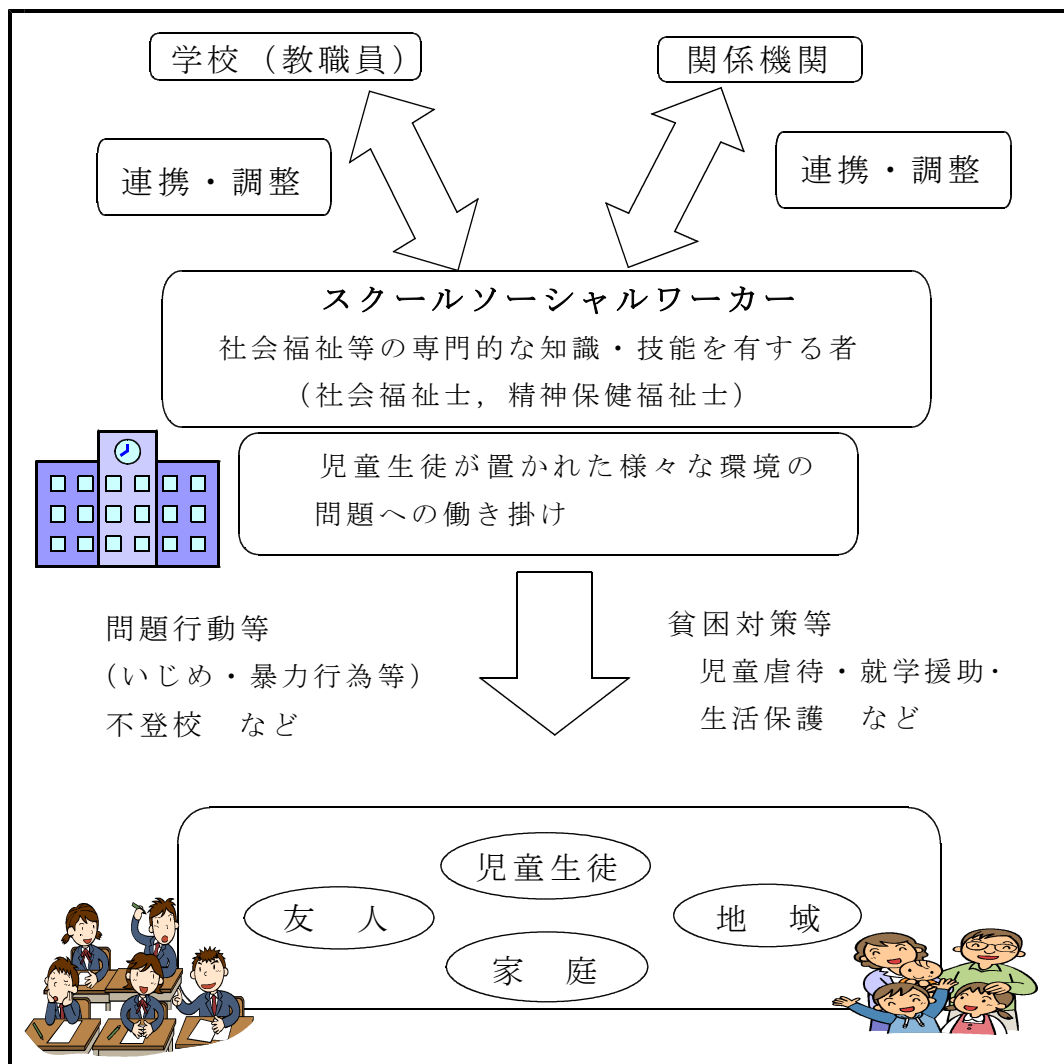
### (1) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、貧困、虐待等課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

- ・児童生徒との面接や家庭訪問等の相談支援活動
- ・児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供、ソーシャルワーク理論に基づくアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）
- ・保護者、教職員等への関係機関や地域の社会資源に関する情報提供又は紹介等
- ・保護者と教職員の間での調整、橋渡し
- ・保護者、教職員等への相談援助

### (2) 学校内におけるチーム支援体制の構築、支援・複数の視点で検討できるケース会議とするための事前調整やケースへのアセスメント（見立て）及び、課題解決のプランニング（手立て）への支援

- ・社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテ

- ・ ーション（専門家による指導・助言を含めた検討）
  - ・ 校内支援チーム体制づくりの支援活動
  - ・ 学校現場での有用な支援方法やソーシャルワークに関する知識・技術に関する研修
- (3) **関係機関とのネットワークの構築，連携，調整**
- ・ 教育委員会への個別事案の報告，連絡，相談等
  - ・ 児童生徒及び家庭環境等に関する情報を基に，関係機関と連携した学校支援体制の構築等
  - ・ 関係機関への訪問，電話による情報交換，打合せ
  - ・ 教育委員会と相談して学校や自治体のネットワーク体制づくり等
- (4) **不登校，いじめや暴力行為等問題行動，子供の貧困，虐待等を学校として認知した場合，自然災害，突発的な事件・事故が発生した際の援助**
- ・ いじめ防止に積極的に関わるとともに，いじめた児童生徒やいじめられた児童生徒に関するアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）により，いじめの解消や再発防止を支援
  - ・ 当該児童生徒だけでなく，その保護者同士や教員同士，保護者と学校にも対立構造が予想され，保護者会や学校のチーム会議などを開催支援
  - ・ いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」一員として，同法に基づく対応を支援
  - ・ ケース会議等を踏まえた，不登校，問題行動，子供の貧困，虐待，災害，突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対する関係機関との連携支援



#### 4 S S Wの効果的な活用のために

##### (1) S S Wの配置形態

S S Wは、学校の状況や地域における関係機関の設置状況等を考慮して、効果的な支援が実施できる形態を選択して配置します。また、勤務時間についても、一律に定めるのではなく、学校や地域単位で勤務時間を考えるなど、学校や地域の実情に応じて柔軟に設定することが望まれます。

徳島県においては、以下の形態により、配置・派遣を行っています。

- ①市町村教育委員会配置方式：S S Wを市町村教育委員会に配置し、所管の小・中学校を対象とする方式
- ②県教育委員会配置方式：県教育委員会にS S Wを配置し、学校からの要請に応じて派遣する方式（学校問題解決支援チーム派遣）

## (2) 教育委員会における支援体制づくり

### ①連絡協議会の開催

#### ○SSWと市町村教育委員会担当者の連絡協議会

事業内容について確認するとともに、SSWと学校の連携や協働について協議を行います。また、事例検討会等の研修により、SSWの資質の向上を図り、効果的な取組につなげます。

#### ○心理・福祉等の専門家による連絡協議会

専門家間の連携を推進し、チーム学校の機能強化を図ります。

### ②SSWへのスーパービジョン体制の整備

SSWの職務及び勤務形態が特殊であるため、SSWが同じ専門職であるSSWから助言・指導を受けることができない場合があります。

そのため、教育委員会は、見立てと手立てに関して指導ができ、ソーシャルワークに関して専門的知識と経験を有する者（スーパーバイザー）等に相談し、自分の見立ての妥当性等について、示唆を受けることができるスーパービジョン体制を整えることが必要です。

県教委は、必要に応じて、スーパーバイザーを派遣し、SSWに対してスーパービジョンを行うとともに、効果的な活用方法について教育委員会等に対し助言・指導を行います。

## (3) 市町村教育委員会の支援体制

①SSWの役割を理解し、積極的に活用するための体制づくりを行うために活動の拠点を決定します。（教育委員会、小・中学校、青少年育成センター、教育支援センターなど）

②各学校に対して、SSWの周知を行うとともに、効果的に活用するための体制を整えるよう指導・支援します。（校長会、教頭会、生徒指導担当者会などでSSWの役割や活用方法の周知徹底を図る。）

③関係機関に対してSSWの周知を行います。

④SSWの活動記録・資料作成等の様式を明確にします。

## (4) 関係機関との連携

SSWを効果的に活用するためには、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどして、ネットワークを構築しておくことが重要です。その際には、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解することが必要です。

## 主な関係機関（例）

福祉関係機関	児童相談所，福祉事務所，自立相談支援機関，要保護児童対策地域協議会の所管部署，児童家庭支援センター，民生委員，児童委員，社会福祉協議会，放課後児童クラブ，児童館，保育所，児童福祉サービス等事業所（放課後等デイサービス等），発達障害者支援センター等
保健医療関係機関	保健センター，保健所，精神保健福祉センター，病院
刑事司法関係機関	警察署（生活安全課等），少年サポートセンター，家庭裁判所，少年院，少年鑑別所（法務少年支援センター），保護観察所，日本司法支援センター（法テラス），スクールサポーター，保護司，少年警察ボランティア
教育関係機関	教育支援センター（適応指導教室），教育相談室，民間教育団体，民間教育施設，転出入元・先の学校，幼稚園
団体	社会福祉士会，精神保健福祉士協会，弁護士会

## （５）学校における体制づくり

### ①校長の役割

校長は、学校の教育目標を示し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要です。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談コーディネーター，生徒指導主事，養護教諭等の役割を明確化しておくことが必要になります。

#### ア 教職員全体の共通理解

S S Wを受け入れる学校によっては、課題の解決や個別の支援をS S Wに委ねてしまうことや学校内の教職員間の協働が不十分で、ケース会議の開催が困難なこともあります。そのため、教育委員会において策定されたビジョン（ガイドライン）を基に、S S Wの配置のねらいや専門性，役割等について、全ての教職員が理解し、学校長のリーダーシップの下、教育相談体制を整備・充実させることが重要です。

本来、子供の抱える問題は早期に発見し、教職員間の協働で取り組まれるものですが、多くの機関によるネットワーク支援を要する問題に対しては、S S Wの活用が有効な手段となります。その場合、

学校内においては、必要に応じてケース会議を開き、情報の共有や支援方針について協議し、具体的な支援方法について確認しておくことが必要です。

#### イ 教育相談コーディネーターとなる教員の位置付けと役割（SSWとの連絡調整）

教育相談コーディネーターは、学校全体の児童生徒の状況を把握し、関係教職員や関係機関等と連絡調整を図るなど、児童生徒の抱える問題解決に向けて調整することが求められています。これらの機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置付けることが必要です。

なお、十分な連携の時間を確保する観点から、教育相談コーディネーターを担当する教員については（学校の実情に応じ）授業のもち時間の考慮、学級担任以外の教職員とするなどの配慮が必要です。

#### ウ SSWの校内体制への位置付け

SSWが、事後対応だけでなく、予防的な対応を行うためにも、校長は、校内の生徒指導に関する会議（生徒指導委員会、いじめ・不登校対策委員会等）に出席を要請し、SSWも含めたチームで支援できる体制を作り、組織的な対応が図られるようにすることが大切です。

#### エ 緊急支援が必要な場合の対応について

突発的な事件・事故、自然災害への対応において、SSWも加わり支援を行うことも検討する必要があります。校長が要請する教育委員会等からの緊急支援チームが当該事案に対応する際には、学校が緊急チームから受けた情報提供や助言をSSWと共有しながら支援を行うことが必要です。

#### オ 活動環境の整備

SSWが教職員とコミュニケーションが図られるよう、職員室に席を設けることも重要です。また、様々な通信手段の確保等迅速かつ効果的に職務遂行できる活動環境を整備するとともに、学外の者に対し学校組織の一員であること、守秘義務を負っていることを記載した職員証等を交付するといった配慮が必要です。

#### カ 学校種間の連携

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、異なる学校種間において、切れ目のない支援をすることが重要であることから、学校種間で情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要があります。また、転出



入に際しても学校間の情報交換が必要です。

その際、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、情報提供に関して児童生徒本人や保護者から同意を得るように努める必要があります。（児童生徒理解・支援シートの活用）

#### キ 保護者等への周知

学年便り、ホームページ等で広く保護者や地域の方々にSSWを紹介・周知するとともに、保護者会やPTA総会などの場を利用してSSWを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要です。

#### ② 生徒指導主事との連携

生徒指導主事は、SSWと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的に設定することが大切です。また、気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）により、児童生徒の課題を共有する必要があります。

#### ③ 養護教諭及び学校医等との連携

養護教諭及び学校医等は、児童生徒の発達や健康状況を多面的に把握していることから、SSWと連携を深め、情報交換や情報共有を積極的に図る必要があります。

#### ④ 教職員（担任等）との連携

個別相談を行ったSSWとその児童生徒の担任や関係教職員が情報交換を行えるような関係性を構築しておく必要があります。教職員とSSWが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図られるようにすることが望まれます。

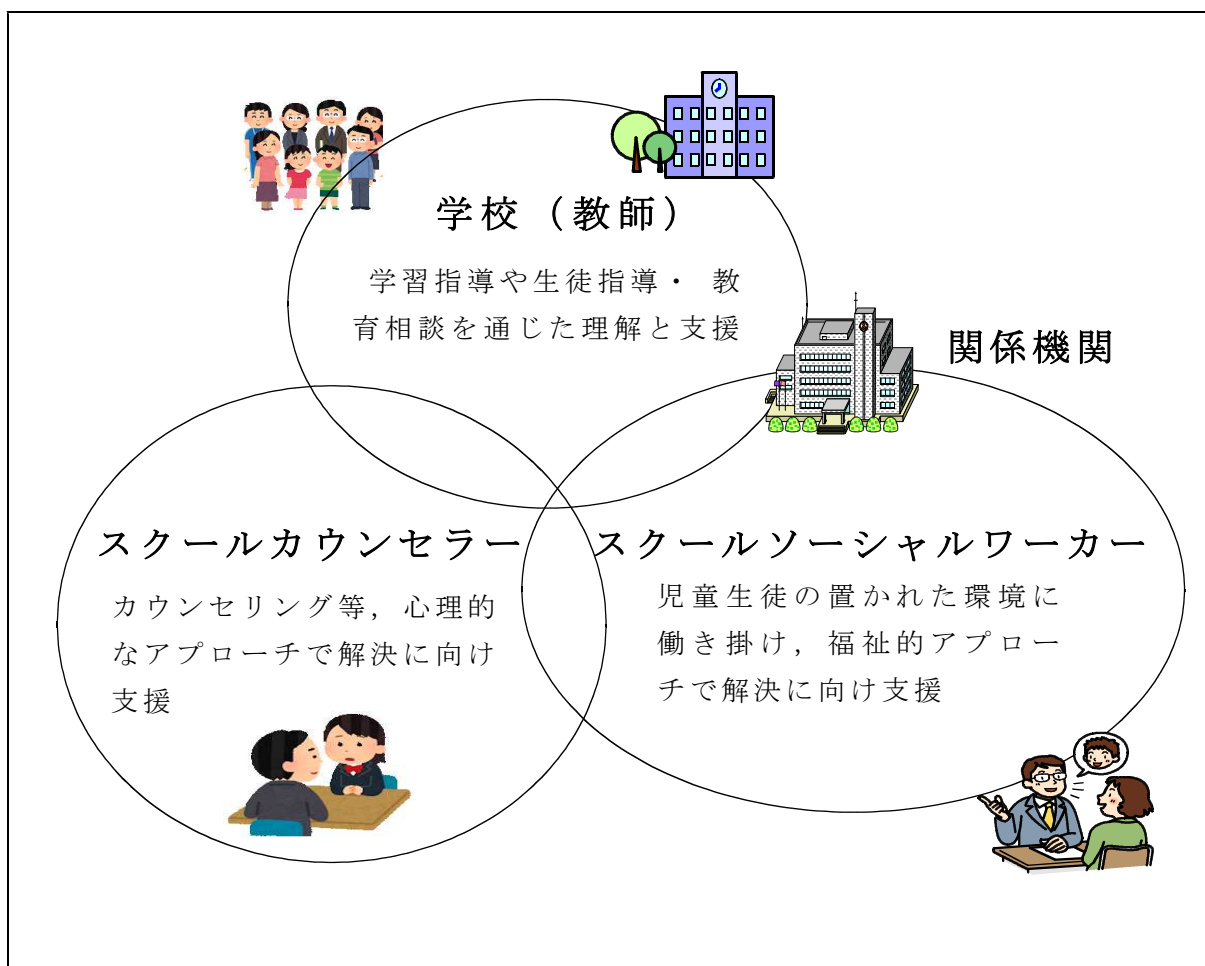
### （6）スクールカウンセラー（以下「SC」という）との連携

SCは、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対し、SSWは法律や制度を理解した上でソーシャルワークの技法を用いて、児童生徒と取り巻く環境に働き掛けて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家です。

それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがあります。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議、教育相談主任、教育相談コーディネーター等を通じ、それぞれの活動領域以外の情報も共有し、連携して対応することが必要です。

## SCとSSWの違い

	資格等	問題のとらえ方	援助の焦点	援助の方法
【心理の専門家】 スクールカウンセラー (SC)	公認心理師 臨床心理士 等	内面的な成長や 気づきが問題解決の鍵	個人の内面(心理)	カウンセリングを通して問題解決
【福祉の専門家】 スクールソーシャルワーカー (SSW)	社会福祉士 精神保健福祉士	問題は、子供を取り巻く環境との相互作用の中に生じている。	子供を取り巻く生活環境全体。 子供と環境の両方	家庭、学校、地域との間で調整。 地域資源、情報の橋渡し



(学校とSC, SSWとの連携・協働)

## 5 S S Wの業務遂行に当たって配慮すべき事項

S S Wは、徳島県教育委員会が雇用し、人権教育課の指揮監督のもと、派遣された市町村教育委員会及び学校長の指示を受け、業務を行います。

### (1) 守秘義務について

S S Wの活動に当たっては、守秘義務が課せられます。また、その職を離れた後も同様です。S S Wは社会福祉士及び精神保健福祉士の資格法並びに、それぞれの職能団体で定める倫理綱領を含め順守しなければなりません。

S S Wが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要です。

個人情報とは、電磁的記録媒体を用いて教育委員会や学校外に持ち出すことが原則禁止されています。紙媒体によるもの（ケース記録等）は、鍵のかかる引き出し・ロッカー等に収納します。これらも外部への持ち出しは禁止され、やむ得ない場合の外部への持ち出しについては、学校長による持ち出しの許可が必要です。

### (2) 情報共有について

S S Wは、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、その記録した情報を学校と共有する必要があります。また、関係機関と共有が必要な情報については、児童生徒本人や保護者の了解を得ることを原則とし、困難な場合は要保護児童対策協議会等を活用する等の配慮を行うことが重要です。

### (3) 専門機関との連携

専門機関との連携を図る場合には、その専門機関の専門性を理解した上で、適切に行うことが必要です。その際には、S S Wが自己判断で外部の専門機関と連絡を取ることなく、学校長の指示のもと行うようにしてください。

### (4) 文書等の事務処理

校内で文書を配布する場合には、学校長の許可を得ること。文書の内容については常に学校に相談・確認することが必要です。

### (5) 保護者や児童生徒への連絡

保護者や児童生徒への連絡は、担任や教育相談担当と相談した上で行ってください。その際は、市町村教委や学校等の固定電話で連絡します。校務であることから、S S W個人の携帯電話等の使用や個人アドレスを使った電子メールでのやりとり等はできません。

(6) 家庭訪問について

児童生徒や保護者等の状況によっては、SSWが家庭訪問を行うことも有効です。家庭訪問に際して、学級担任や関係機関職員等が同行するのかといった体制については、児童生徒や保護者の状況や児童生徒及び保護者との関係性等個別の事案に応じスクリーニング会議又はケース会議等において検討し、管理職の判断で行ってください。

(7) 児童虐待に係る通告

児童虐待に係る対応に当たっては、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、主観的に虐待があったと思われる場合は、記録を詳細に残したうえで、速やかに学校の管理職に報告することが求められます。管理職は学校の判断として、市町村(虐待対応担当課)、市町村教育委員会又は児童相談所に相談・通告します。